

第3章 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度

平成27年度より、生活困窮者自立支援法が施行されました。生活保護に至る前に生活や就労等の支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業・住居確保給付金、任意事業の一時生活支援事業、こどもの学習・生活支援事業を実施しています。

(1) 自立相談支援事業（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な生活課題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行い自立した生活を営めるよう支援をしていきます。

新規相談受付及び支援プラン作成、調整会議開催状況

単位：件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談受付件数	1769	1,034	353	352	465
支援プラン作成数	331	408	201	94	66
支援調整会議検討数	427	723	393	227	139

(2) 住居確保給付金（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

住居確保給付金は、離職等から2年以内で、住居を失った方または失うおそれのある方を対象に、積極的に求職活動を行うことを要件に最大9か月を限度に給付しています。生活の拠点を確保しながら、就労し早期の自立を図ることを目的としています。

住居確保給付金支給状況

単位：世帯/月/円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数（世帯）	408	167	103	79	36
決定件数（世帯）	389	165	99	71	35
支給月数	2128	1,798	979	247	108
支給額	76,808,002	65,783,400	30,538,000	8,824,800	3,779,800

※令和2年4月、生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正により支給対象者が拡大され、年齢要件撤廃や離職や廃業と同程度の状態にある者も含まれるようになりました。

(3) 一時生活支援事業（任意事業）

財源（国補助：2/3、市負担1/3）

ホームレスや一定の住居を持たずに困窮している方が対象で、衣食住の提供や就労支援を行いながら自立を図ることを目的としています。

一時生活支援事業利用状況

単位：世帯/月/円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数（世帯）	14	10	17	13	5
利用月数（延べ）	46	31	36	35	13
支給額	2,753,248	1,954,072	1,790,977	2,635,433	923,420

(4) 就労準備支援事業及び家計相談支援事業（任意事業）※令和2年度以降未実施

就労準備支援事業は、長期間就労から離れている方や就労経験が乏しい方など、すぐに働くことが難しい生活困窮者の方々に対し、生活習慣の改善や対人関係の構築など、就労に向けた基礎的な力を身につけるための支援を行う事業です。

家計相談支援事業は、家賃や税金、公共料金等の滞納や借金などを抱える生活困窮世帯に対し、家計の見直しや債務整理などの支援を通じて、相談者自身が経済的な課題を把握・整理し、生活の立て直しを図ることを目的としています。

本市においては、これらの任意事業は令和2年度以降は実施していませんが、自立相談支援事業の枠組みの中で、個別の相談内容に応じた支援を継続して実施しています。

2. 生活困窮者自立支援の今後の展望

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至らない生活困窮世帯への支援が本格的に始まりました。本市では、自立相談支援、住居確保給付金の必須事業に加え、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業などの任意事業も実施し、相談者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいます。

生活困窮世帯の中には、年金では生活費をまかないきれず、就労を希望する高齢者、離職や家庭内不和等により住まいを喪失した方、車上生活に至った方など、さまざまな背景と課題を抱えた方がいます。こうした方々に対しては、ハローワーク等と連携し、就労支援を含む包括的な支援を行うとともに、一時的な住まいの確保や生活の安定を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着く中で、住居確保給付金の申請は減少傾向にあるものの、自立相談そのものはむしろ増加しており、困難を抱える方が多様化・複雑化している現状が見受けられます。困りごとを抱えていながらも支援を求められていない方が、地域の中に潜在している可能性があり、早期発見やアウトリーチによる訪問支援の重要性が増しています。

特に近年では、ひきこもり状態にある方への支援の重要性が高まっています。本市では、自立相談支援機関内に専門窓口を設置し、電話・来所による相談に加え、必要に応じて訪問支援も行っています。相談の多くは家族から寄せられ、本人とつながるまでに時間を要することもあります。学校や職場での傷つきや不安など、背景は多様であり、支援には粘り強さ

第3章 生活困窮者自立支援

に、家族が抱える不安にも寄り添いながら、丁寧な支援を進めています。

今後は、世帯ごとに異なる課題を丁寧に把握しながら、就労、住居、子育て、家計、社会的孤立などに対し、関係機関と連携した包括的な支援を強化していく必要があります。誰もが安心して地域で生活できるよう、制度の狭間を埋める実効性ある支援体制の整備を進め、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。